

地籍調査にご協力ください

—本年度の調査区は三吉第二、開地第一地区です—

地籍調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われている大切な調査です。

我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となっている土地台帳や公図（字限図）は、明治の初めに作られたものです。これを近代的な測量によって、新しい地図と台帳を作り、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

本年度は、三吉第二調査区（法能、住吉町、日の出町）、開地第一調査区（熊井戸、緑町、下小野）を調査します。

ご協力をよろしく願います。

地籍調査一〇メモ

- 調査の要点は、次の五つに分けられます。
- 土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか。
- 登記は適正であるか。
- 登記もれのものがないか。
- 地図の表示は現況と合っているか。
- 筆界はどこからどこまでか。



調査の方法は一筆調査といい、土地台帳と公図の写しを作り、一筆ごとにもれなく土地所有者の立ち会いの上に、地番、地目、境界を現地直接確認する作業です。この調査の時は、前もって通知しますから、必ず立ち会いの上、隣の所有者と境界を決め調査杭を打っていただきます。

〈杭は市で準備します〉
なお調査杭は、皆さんの土地を測量する基になりますから、動かしたり抜いたりしないようにしてください。

一筆調査前に準備することは

- 市では、調査対象者にパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日くらい前に通知しますから、次のことを済ませておいてください。
- あいまいな境界は、隣の所有者と話し合い、明らかにしておいてください。
- 山林原野などで、雑木の密生している境界を明らかにしておいてください。
- 売買や相続などで登記の済んでいない人は早目に手続きをしておいてください。

調査に間違いがあった時は

調査が終わって地籍図と地籍簿ができ上がりますと、閲覧をしますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめてください。もし、間違いがあったら申し出てください。

なお、閲覧期間を過ぎますと、異議の申し立ては出来なくなりしますので、必ず閲覧してください。閲覧が終わった地籍図と地籍簿

は、国の認証を得て法務局に送付され、登記簿が訂正されます。

もし、一筆調査で境が決まらない場合は

現地調査の日に決まらなければ、筆界未定として処理されます。

調査以後に境界が決まった時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。詳しいことは、市役所地籍調査課へお問い合わせください。

☎(43) 1111 内線413
居住地区以外の会場に出席されてもかまいません。

地籍調査説明会日程表

日 時	会 場	居 住 地 区 名
8月19日(月) 午後7時30分	法能自治会館	法能地区全域
8月20日(火) 午後7時30分	住吉町自治会館	住吉町、日の出町地区全域
8月21日(水) 午後7時30分	緑町自治会館	緑町地区全域
8月22日(木) 午後7時30分	熊井戸公民館	熊井戸地区全域
8月23日(金) 午後7時30分	下小野自治会館	下小野地区全域
8月26日(月) 午後2時00分	市役所大会議室	上記以外の市内・市外居住者

入国警備官募集 —高校卒業程度—

- ▶受付期間◀ 8月23日(金)～9月5日(木)
- ▶受験資格◀ 昭和43年4月2日～昭和49年4月1日生まれのもの
- ▶採用予定者数◀ 約60名
- ▶試験日・試験種目◀

試 験	試 験 日	試 験 種 目
第1次試験	10月6日(日)	教養試験・作文試験
第2次試験	10月7日(月)	人物試験 身体検査 身体測定 体力検査

夏の防犯運動の実施

8月1日～31日

警察では、例年夏期に多発する乗物盗、侵入盗及び少年非行等を防止するため、夏の防犯運動を次のとおり実施しますので、地域の皆さんのご協力をお願いします。

- ▼運動の重点
- ▼乗物盗、侵入盗の防止
- ▼少年非行の防止
- ▼市民生活侵害事犯の防止
- 統一スローガン
- 「防犯は日ごと家ごと地域ごと」

都留警察署